

兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

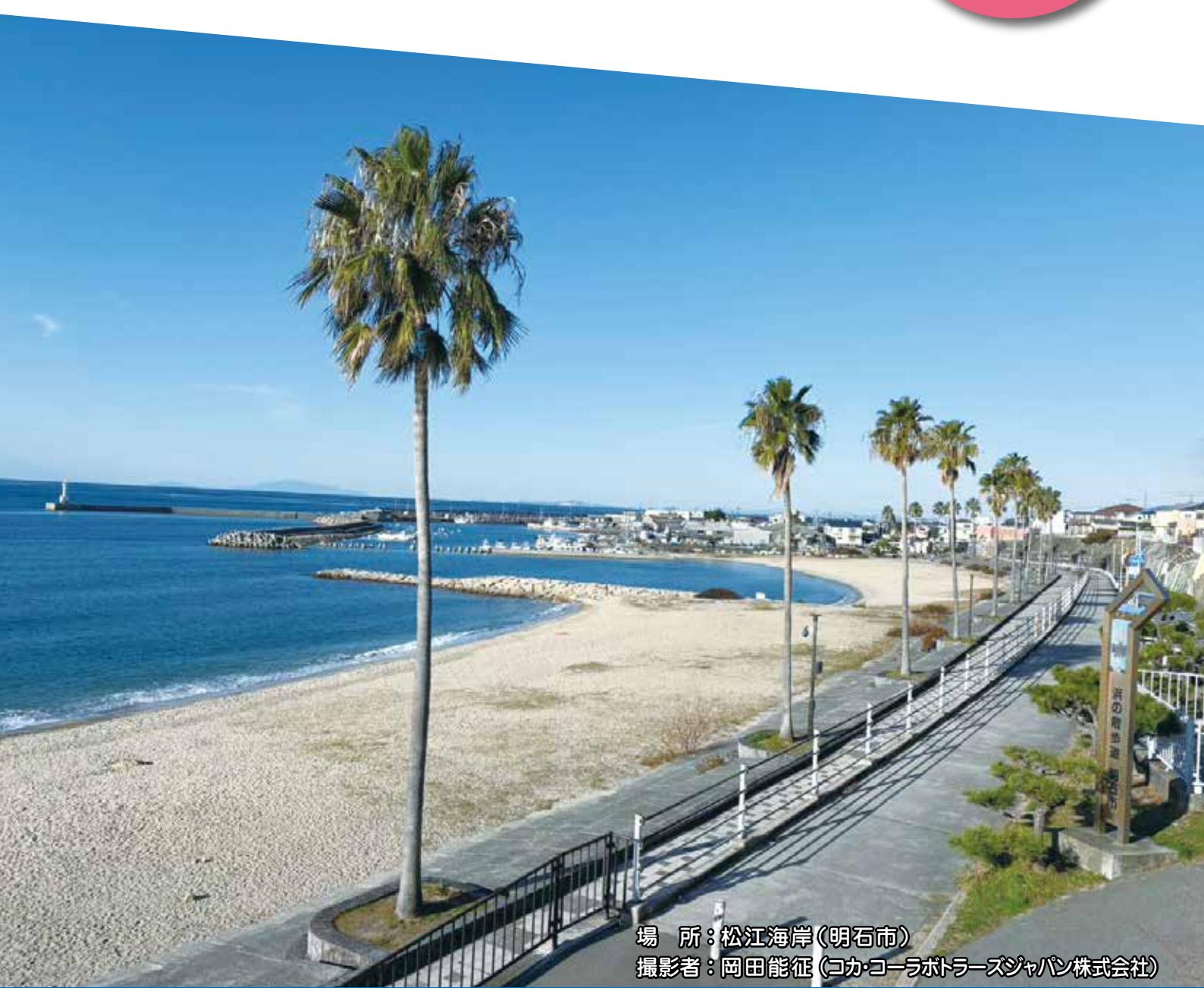
Vol.475

TOPICS

主な記事

- 神戸運輸監理部からのお願い
- 2月に過積載運行の根絶合同キャンペーンを実施します
- 適正化事業実施機関からのお知らせ
行政書士法第19条第1項の改正について（令和8年1月1日施行）
今月のテーマ「タイヤの点検・交換について」

2
2026
February



CONTENTS



行政からのお知らせ

1 (国土交通省)神戸運輸監理部からのお願い

事務局からのお知らせ

2 2月に過積載運行の根絶合同キャンペーンを実施します

3 燃料電池(FC)小型トラック出発式が開催されました

5 ハローワーク灘「運輸業界のお仕事ガイダンス」に参加しました

6 新年祈願祭を催行しました

8 会員だより

9 協会日誌

適正化事業実施機関からのお知らせ

11 行政書士法第19条第1項の改正について（令和8年1月1日施行）

12 今月のテーマ「タイヤの点検・交換について」

「メールアドレス」登録のお願い！

現在、会員の皆さまへの連絡手段のメール化を進めています。
右記QRコード又はURLから入力ホーム（下記の取得ホーム）
に進んでいただきますと、「会社名、氏名、メールアドレス等5項目」
で簡単に登録（最大3件）することができます。まだ登録されてい
なければ、登録お願いたします。

QRコード



URL <https://nznb.f.msgs.jp/n/form/nznb/8WYvSwRE5DMZ57YvfzFT2>

行政からのお知らせ

国土交通省

『神戸運輸監理部からのお願い』

毎年、年度末は自動車の検査・登録申請窓口が非常に混雑して長時間お待たせすることになりますので、自動車の検査・登録手続きは比較的混雑していない3月中旬までに、お済ませ下さいますようお願いします。

なお、継続検査は、自動車検査証の有効期限の満了する日の2ヶ月前から受けられますので、余裕をもってお受け下さい。

○問い合わせ先

神戸運輸監理部兵庫陸運部

登録関係 (050-5540-2066をダイヤル後、037をプッシュ)

検査関係 (050-5540-2066をダイヤル後、02181をプッシュ)

姫路自動車検査登録事務所

登録関係 (050-5540-2067をダイヤル後、037をプッシュ)

検査関係 (050-5540-2067をダイヤル後、02181をプッシュ)

神戸運輸監理部ホームページ：<https://wwwtb.mlit.go.jp/kobe/>

近畿運輸局ホームページ：<https://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/>



事務局からのお知らせ

2月に過積載運行の根絶合同キャンペーンを実施します

兵庫県過積載防止対策連絡会議（兵ト協参画）では、毎年2月に過積載運行の根絶合同キャンペーンを以下のとおり実施しております。

1 過積載運行の根絶合同キャンペーン

令和8年2月25日〔12-14時 山陽自動車道・淡河PA（下り線）〕にて啓発活動（リーフレット等の配布）

2 県内主要道路での電光掲示板による啓発活動

「しない！させない！過積載運行」（国道・県道）

「まもろう車両制限令、なくそう過積載」（阪神高速・西日本高速道路）

3 横断幕設置による啓発活動

「しない！させない！過積載運行」

山陽自動車道・神戸北インター西方（下り）

第二神明道路・大久保インター橋（上り）

令和6年度の活動の様子



燃料電池(FC)小型トラック出発式が開催されました

日 時：令和8年1月13日(火) 10時30分～11時30分

場 所：兵庫県庁2号館ロビー及び玄関前

主 催：兵庫県及び神戸市

FC小型トラック導入企業：株式会社大前運送店、株式会社ロジスト
(窓口：兵機海運株式会社)

国（経済産業省）は、2050年カーボンニュートラルに向けて、水素モビリティの導入促進のため、水素社会推進法の基本方針に基づき、燃料電池(FC)商用車の需要が相当程度見込まれ、地方公共団体の意欲的な活動がみられる地域として、令和7年5月に兵庫県を「近畿重点地域」に選定いたしました。

兵庫県では、県内における水素ステーションの整備促進とともに、水素モビリティの普及を図っており、2030年度のFC商用車の車種別導入目標として大型トラックを400台、小型トラックを2,100台に設定し、県内のトラック運送事業者への働きかけを行ってきたところ、昨年12月、脱炭素化へ先進的な取組を行っている兵機海運㈱を通じて(株)大前運送店及び(株)ロジストの2社が、国、兵庫県、神戸市の補助制度を利用し、関西初となるFC小型トラックを導入されました。

兵庫県は、今後、FC商用車の導入が県内のトラック運送事業者へも波及するようにと「FC小型トラック出発式」を開催し、兵機海運(株)大東社長、(株)大前運送店 南谷社長、(株)ロジスト 打保社長をはじめ多くの関係者が出席され、木南会長も来賓として出席されました。



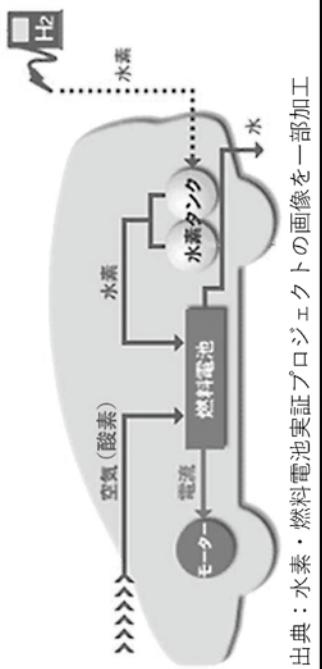
※ 2社とも国(2,500万円)、兵庫県(上限1,250万円)、神戸市(上限1,250万円)の補助を利用し、それぞれ1台あたり約6,000万円の車両を6年リース契約(各社ディーゼル車のみの負担額)で導入。

※ 燃料費としては、水素燃料1キログラムあたり兵庫県と神戸市が約500円ずつ補助し、事業者の負担は軽油とほぼ同じ程度になるとのこと。

(参考)

燃料電池(FC)車とは

- 燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気を使つて、モーターを回して走る車
- 走行中にCO₂を排出せず、低騒音・低振動



出典：水素・燃料電池実証プロジェクトの画像を一部加工

燃料電池(FC)小型トラック

【いすゞとトヨタの共同開発】

トヨタ

製造の

FC

をいすゞの

ベース車

「エルフ」に搭載

【販売形態】

6年間のメンテナントリースのみ

【水素搭載量】

高圧ガス水素 (70MPa) 10.5kg

【充填時間】

10分程度

【航続距離】

260km (燃費25km/kg)

【最大積載量】

2,950kg



出典：トヨタ自動車株

FC小型トラックへの県の支援

国、県、神戸市の補助金により、このたびの事業者負担は、ディーゼル車を導入・運用する際の経費と同程度となる。

FC小型トラック導入費補助 1台あたり上限1,250万円

FC小型トラック導入費：約6千万円
国 2,500万円
県 1,250万円
神戸市 1,250万円

ディーゼル車導入費相当額 約1,000万円

水素燃料費価格差支援 水素1kgあたり上限500円

(年間上限96万円／台)

水素1kgの価格：税込1,650円（兵庫県内）	大規模水素ST整備費：10数億円
県 約500円	国 6.5億円

県 1億円	国 1億円	市町市補助	事業者負担
-------	-------	-------	-------

<問い合わせ先>環境部水大気課大気班 TEL：078-362-3285 MAIL：mizutaki@pref.hyogo.lg.jp

ハローワーク灘 「運輸業界のお仕事ガイダンス」に参加しました

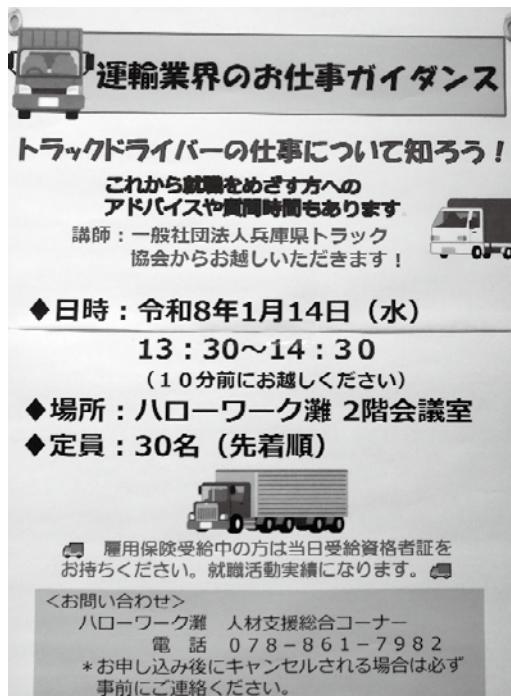
日 時：令和8年1月14日（水） 13時30分～15時30分

場 所：ハローワーク灘 2階会議室

主 催：ハローワーク灘

参加数：求職者16名

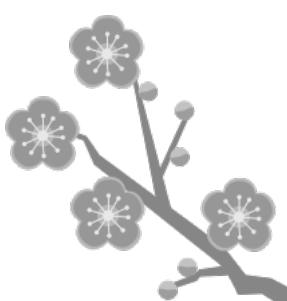
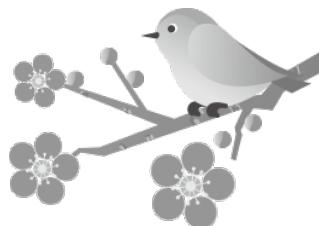
物流業界の人材確保と広報活動のため、ハローワーク灘が開催する「運輸業界のお仕事ガイダンス」に参加しました。就職を希望される方が参加され、当協会職員が1時間にわたり物流業界におけるトラック運送の役割と重要性、またトラックの安全性能やトラックドライバーの仕事内容などについて説明を行い、職業選択の一つにトラック運送業（特にドライバー）を加えてもらえるようPRを行いました。



新年祈願祭を催行しました

1月16日(金)、神戸市中央区の湊川神社において業界や会員企業の隆盛や交通安全を祈願するため新年祈願祭を執り行いました。

本殿において正・副会長をはじめ支部長、副支部長、顧問、相談役、他合計37名が出席しました。会員企業の隆盛などを祈願する神職の祝詞のあと木南会長が協会を代表して玉串を奉奠し、厳かに執り行われました。





燃料価格情報

軽油は兵庫県下で買いましょう

軽油「元売別」購入価格表（令和7年12月末現在）

(単位：円／¹⁰⁰リットル)

区分 元売名	ローリー 平 均	組 合 平 均	カ ー ド 平 均	ス タ ン ド 平 均
J X T G	101.81	111.78	113.15	116.10
出 光	100.92	106.33	121.67	119.80
コ ス モ	101.10	109.67	121.00	
三 井	97.70			
そ の 他	100.06	100.55	113.50	114.83
総 計	101.03	105.57	115.59	115.87
7 / 全国平均	109.85	調査なし	122.07	121.43
11 / 近畿平均	108.56		119.39	123.38

兵ト協 ベ

全ト協 ベ

(消費税抜き)

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

(単位：円／¹⁰⁰リットル)

区分 集計月	ローリー 平 均	組 合 平 均	カ ー ド 平 均	ス タ ン ド 平 均
令和7年1月	115.97	119.72	126.82	130.13
令和7年2月	120.45	124.01	129.52	135.38
令和7年3月	122.14	124.51	132.51	133.93
令和7年4月	124.08	128.80	131.79	138.72
令和7年5月	122.76	125.46	129.91	140.25
令和7年6月	115.22	121.87	128.14	134.52
令和7年7月	109.32	112.61	116.37	126.47
令和7年8月	111.91	116.71	122.60	125.18
令和7年9月	113.72	121.19	126.35	128.83
令和7年10月	112.99	118.44	125.26	126.35
令和7年11月	111.84	116.85	121.96	127.49
令和7年12月	107.67	111.95	119.94	125.56
令和8年1月	101.03	105.57	115.59	115.87
年間平均	114.55	119.05	125.13	129.90

※前月分の価格データを集計しています。

(消費税抜き)

会員だより

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
7.12.31	東神戸	一般	プラスカーゴサービス(株)	若 佐 照 夫
8.1.15	明石	一般	(有) 明 友	中 谷 秀 典
1.15	西播	一般	マ ツ オ 運 送	松 尾 健 一

兵ト協ニュースのバックナンバーはホームページの下記URLからご覧になれます。

https://www.hyotokyo.or.jp/general-public/hyotokyo_back_number.html



ご協力ありがとうございました

交通遺児の募金を寄せられた会員

R 7.12.24 株式会社ショーゼン 14,382 円

R 8.1.9 39,850 円

交通遺児募金の郵便振替口座

◎ 口 座 番 号	01170-6-54803
◎ 口 座 名	一般社団法人 兵庫県トラック協会 募金係

協会日誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
1・8	全ト協 専務理事連絡会議	ホテル日航奈良	2・4	全ト協 交通対策委員会	全ト協
9	全ト協 交通安全祈願等	ホテル日航奈良		兵ト協 取扱部会 荷主懇談会・研修会	神仙閣
	自動車関係団体 新年名刺交換会	ANAクラウンプラザホテル神戸	5	はい作業主任者技能講習会(～6日)	兵ト協
10	兵ト協 明石支部 新年会	西明石ホテルキャッスルプラザ		全ト協 重量部会 経営者研修会	八仙閣(福岡市)
13	近ト協 幹事会	大ト協		兵ト協 引越部会「カスハラ対策勉強会」「新春全体会議」	itsu葉
	FC 小型トラック出発式	兵庫県庁	6	運行管理者試験事前講習会	西部研修会館
16	兵ト協 新年祈願祭	湊川神社		兵庫県交通安全対策委員会	兵庫津ミュージアム
	兵ト協 正副会長会議	楠公会館(うめの公会館)	9	適正価格管理に向けた標準の運賃活用セミナー	兵ト協
	兵ト協 東神戸支部 新年会	神戸三宮東急REIホテル	10	運行管理者試験事前講習会	兵ト協
	兵ト協 東播支部 新年会	東京田村	12	適正化実施機関評議委員会	神戸三宮東急REIホテル
17	兵ト協 淡路支部 新年会	海月館	13	全ト協 青年部会 全国大会	京王プラザホール
19	KTS 正副会長会議	奈良ロイヤルホテル		人材確保・労働環境改善セミナー	兵ト協
20	全ト協 新年賀詞交歓会	パレスホテル東京	14	兵ト協 緊急物資輸送訓練	三木防災公園
	兵ト協 海コン部会 役員会	兵ト協		兵ト協 但馬支部 新年会	アーバルベルアンジエ豊岡
21	三木会	兵ト協	17	全ト協 利用運送・積合部会「研修・意見交換会」	全ト協
	兵ト協 西播支部 新年会	ホテル日航姫路	18	近ト協 理事会	ホテル阪急レスパシア大阪
22	兵ト協 海コン部会 貨物自動車運送事業改正スケジュール及び新物効法の施行についてのセミナー	神戸ファッショントマート	19	全ト協 適正化事業委員会	全ト協
23	運行管理者試験事前講習会	西部研修会館	20	全ト協 海上コンテナ部会正副部長及び各トラック協会海上コンテナ部長合同会議	ザ・プリンスさくらタワー東京
	天狼会 新年例会	Chinese RestaurantSeason		全ト協 経営改善・DX委員会	全ト協
	荷役災害防止担当者研修	兵ト協		兵ト協 輸送秩序確立委員会	兵ト協
	兵ト協 路線部会 情報交換会	かねも	25	過積載運行の根絶合同C	山陽自動車道・淡河PA
	兵ト協 東部支部 新年会	ホテルヴィスキオ尼崎		全ト協 環境対策・GX委員会	全ト協
	兵ト協 兵庫支部 新年会	椰林	26	全ト協 労働安全・災害防止委員会	全ト協
	兵ト協 西神戸支部 新年会	馨林		神戸市防災会議	神戸市役所
24	兵ト協 丹有支部 新年会	神戸ホテルフルーツフリーラ	27	近畿ブロック適正化事業指導員研修	ホテルモントレラスール大阪
26	運行管理者試験事前講習会	兵ト協		－3月の予定－	
	近ト協 正副会長会議	大ト協	2	兵ト協 物流政策・交付金委員会	兵ト協
	兵庫県交通安全対策委員会	のじぎく会館	3	兵庫県高速道路交通安全協議会役員会及び通常総会	楠公会館
	巡回指導結果報告定例会議	兵ト協	4	兵ト協 環境対策委員会	兵ト協
27	全ト協 次世代トラック対応委員会	日野自動車(株)お客様デクニカルセンター	5	全ト協 理事会	第一ホテル東京
29	人材確保セミナー	兵ト協		全ト協 全国適正化事業実施機関本部長会議	第一ホテル東京
	兵庫県高速道路交通安全協議会幹事会	楠公会館	6	兵庫交通労働災害防止関係機関連絡協議会	兵庫労働局
30	兵ト協 タンクトラック部会 研修会	神仙閣	12	兵ト協 正副会長会議	兵ト協
	過積載運行の根絶合同キャンペーン横断幕の設置	山陽道神戸北インター第二神明大久保インター		兵ト協 常任理事会・総務委員会合同会議	兵ト協
	－2月の予定－	グランフロント大阪北館		兵ト協 理事会	兵ト協
2・2	近畿ブロック支部長・事務局長会議	自動車会館	13	災害物流協議会(web)	兵ト協
3	自動車関係団体連絡会議		19	ひょうご環境保全連絡会「幹事会」	神戸市教育会館501会議室

※会館駐車場が狭隘なためご来館の際は公共交通機関をご利用下さい。

兵ト協ニュース表紙写真募集について

■応募資格

(一社) 兵庫県トラック協会会員事業者及びその従業員の家族。

■募集内容

●兵庫県内の風景（季節感の溢れたもの）、建築物、動植物等の写真（いずれも写真の中に特定できる人物が写っていない）。

■応募方法

●会社名・氏名（ふりがな）・会社電話番号を明記した電子データ（CD-Rなど）で提供してください。

●撮影場所がわかるようにしてください。例：竹田城跡（朝来市）

■その他

●応募作品は未発表のものに限ります。

●採用する場合は表紙に撮影者の氏名と会社名を記載します。

●採用した方には粗品をさしあげます（クオカード）。

なお、応募作品は返却いたしません。

※ご応募いただいた作品の著作権ならびに所有権は（一社）兵庫県トラック協会に帰属し、返却はいたしません。

採用者に事前に通知しませんが、粗品の発送をもってかえさせていただきます。

ご応募いただいた個人情報につきましては、採用通知、粗品送付の目的にのみ使用いたします。



会員情報だより“募集中”

～貴社の記事を掲載しませんか??～



兵ト協ニュースに掲載する会員事業者を募集しております。幅広いご内容での記事を募集予定ではありますが、以下の内容を参考としてください。

●会社概要（設立年、代表者氏名、住所、従業員数、車両数など）

●会社で力を入れていること（安全教育、採用活動、産休・育休など）

●創業時の苦労 ●今後の目標

●その他（社長・社員の趣味、社員旅行などの行事） ●写真

記事はA4 1/2ページ又は1ページを予定しています。

■応募宛先

〒657-0043神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

(一社) 兵庫県トラック協会総務部行

E-mail:hta@hyotokyo.or.jp

適正化事業実施機関からのお知らせ

行政書士法第19条第1項の改正について（令和8年1月1日施行）

行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第65号）が議員立法により成立し令和8年1月1日より施行され、法第19条第1項の「行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限」規定に『他人の依頼を受け、いかなる名目によるかを問わず報酬を得て』という文言が追加されました。

この度の改正は、コロナ禍において行政書士又は行政書士法人でない者が給付金等の代理申請を行い、多額の報酬を受け取っていた事例が散見されたことを背景としており、これにより「会費」「手数料」「コンサルタント料」「商品代金」など、どのような名目であっても対価を受領し、業として官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類、実地調査に基づく図面類を作成することは、法第19条第1項に違反することが明確化されました。

兵庫県トラック協会・適正化事業部では、これまで官公署に提出する書類の作成は行わず、書類の内容について指導という形でお伝えしておりましたが、今後、より厳正な対応が求められることが予想されますので、引き続き会員各位の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

＜参考条文＞

（業務の制限）

第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として第一条の三に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

（業務）

第一条の三 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

参考：日本行政書士会連合会 【会長談話】行政書士法第19条第1項及び第23条の3の改正の趣旨等について

<https://www.gyosei.or.jp/news/20251101>

参考：総務省 行政書士法の一部を改正する法律の公布について（通知）

https://www.soumu.go.jp/main_content/001048272.pdf

■ 今月のテーマ「タイヤの点検・交換について」

担当：適正化事業指導員 篠本 紘太

既に今年も始まって2月に入りました。まだまだ寒い日が続きますが、体調には気をつけて本日も安全に運行をしていきましょう。

話はテーマに戻りますが、「車」において最も重要な部品といえば何でしょうか。エンジン、ブレーキ…挙げるとキリがありませんが、私はタイヤが安全上最も重要な役割を果たしていると考えております。車の中でも唯一地面と接地するタイヤは、メーカー・銘柄、摩耗状況等によっても大きく車の性格を変える物です。運送事業を営んでいるプロの皆様はタイヤについても熟知されているかとは存じますが、今一度タイヤの交換時期や、スタッドレスタイヤについて考えてみましょう。

一般的に「夏タイヤ」についてはおおよそ3万～4万kmで交換時期といわれています。しかしながら、日常点検において、サイドウォール部にあたる部位が損傷しているとバーストの危険がありますのでそのタイヤについては交換時期といえるでしょう。また、タイヤの使用限度は残り溝1.6mmです。それ以前に新品タイヤと交換してください。但し、小形トラック用タイヤは高速道路を走行する場合、残り溝が2.4mm以上であることとする使用制限を守ってください。残り溝1.6mmを表す目安として、スリップサインを設けています。スリップサインとは、タイヤの使用限度の目安として、接地部の溝に設けられているサインです。タイヤがすり減つて残り溝が1.6mmになると溝が途切れこのサインが現れます。(QRコードを読み取ると動画に飛びます)



タイヤは車検に通る状態であっても、制動距離は如実に伸びていることや、溝が少なくなることにより、大雨等道路が湿潤している状態の高速走行においては「ハイドロプレーニング現象」を引き起こす危険性もあることから、安全性を担保するためにはおおよそ残り4mmの段階での交換を推奨としているのがメーカーの本音ではあります。



(走行速度 60 km/h 時)



(走行速度 80 ~ 100 km/h 時)

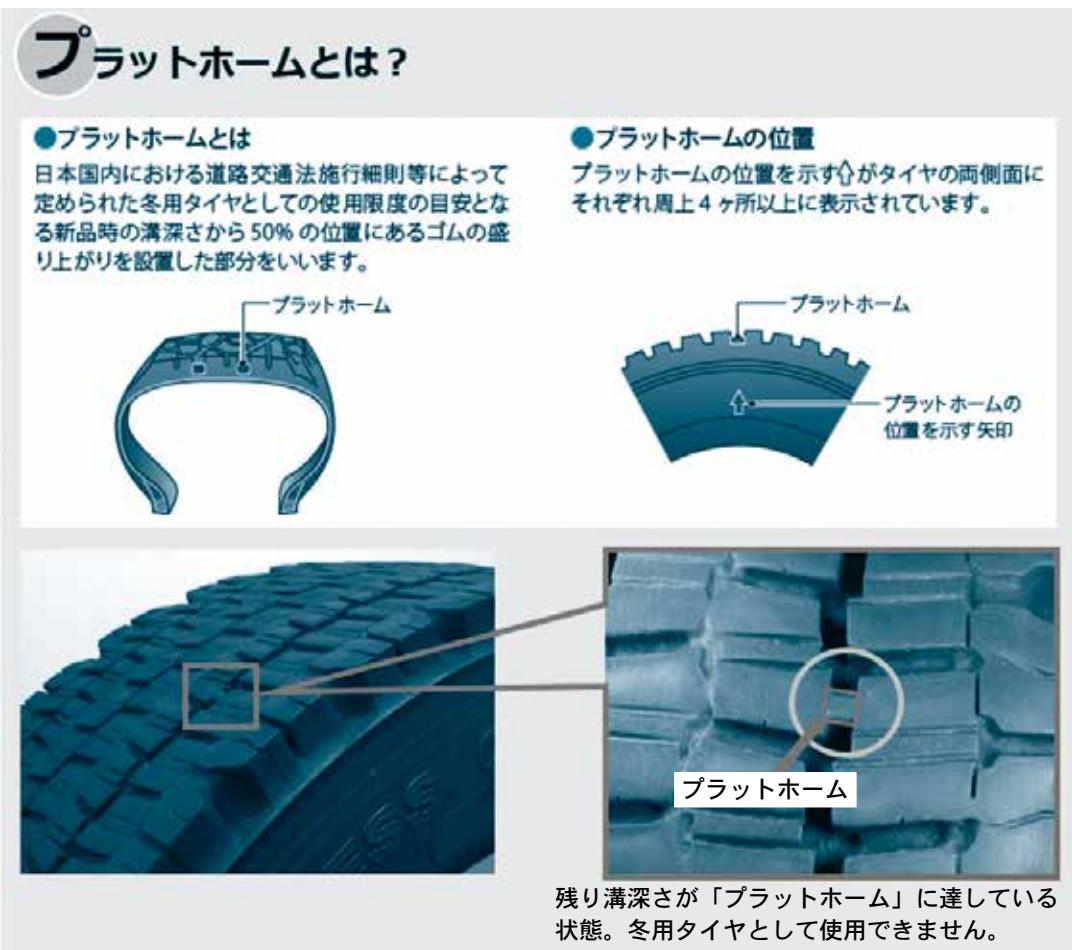


ここまで夏タイヤのご説明でしたが、冬タイヤ（スタッドレスタイヤ）ではどうなのかを見ていきましょう。冬タイヤ（スタッドレスタイヤ）も、残り溝の法定限度は1.6mmです。しかし、冬タイヤとして安全に使用できる限界は、それよりも早く訪れます。具体的には、溝深さが50%以下になると、冬タイヤとして使うことができません。これは、冰雪路で滑らず安全に走行できるように細かく入っている切れ込み（サイブ）が、摩耗により浅くなることで、滑りやすくなってしまうためです。冬タイヤの溝深さが50%になったことを知らせるサインとして、プラットホームがあります。プラットホームは、タイヤサイド部の4ヶ所に表示された矢印が示す、トレッド（接地）面の溝内にあります。安全な走行のためにも、プラットホームが露出していないか、定期的に点検してください。また、スタッドレスタイヤについてはノーマルタイヤと比較して、凍雪路を走行するために柔らかいゴムが使用されているため、夏タイヤよりも製造年度から経過した際の硬化による影響は大きくなります。そのため冬タイヤについては使用開始から5年で点検や、製造から10年経過で交換という周期を目安に交換を行いましょう。

プラットホームとは？

●プラットホームとは
日本国内における道路交通法施行細則等によって定められた冬用タイヤとしての使用限度の目安となる新品時の溝深さから50%の位置にあるゴムの盛り上がりを設置した部分をいいます。

●プラットホームの位置
プラットホームの位置を示す矢印がタイヤの両側面にそれぞれ周上4ヶ所以上に表示されています。



残り溝深さが「プラットホーム」に達している状態。冬用タイヤとして使用できません。

いかがでしたでしょうか？繰り返しになりますが、タイヤは地面と接する「唯一」の自動車部品です。どれだけいいエンジンを積んでいたとしても、どれほどいい運転操作をしたとしても、タイヤの適正な交換を行わなかったがために悲惨な事故を引き起こしてしまうリスクが高まります。車両に見合ったタイヤの購入や、定期的な点検を行って安全運転を行っていきましょう。【今日も一日、ご安全に！】

これらの行為、 全部カスハラです!

何やってたんだ!
到着が遅いじゃ
ないか!

ついでに
出荷場の荷物
積んでくれよ

君かわいいねえ
連絡先
教えてよ

到着時間に
指定してるので

そんな契約は
ないのになあ

もうこの届け先には
来たくない



カスハラ対策啓発動画公開中!!

(全日本トラック協会公式 YouTube チャンネル)



公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会



国土交通省



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

農林水産省